

被保険者均等割が 940円から1120円に

保険税は所得割額、資産税割額、均等割、平等割の4つから算定されることになっていて、今回の改正では次のようになります。()内はいままでのものです

◎所得割額

市民税所得割額の100分の105(100分の88)

◎資産税割額

固定資産税額の100分の55(100分の46)

◎被保険者均等割額=1人当たり=

1120円(940円)

◎世帯別平等割額=世帯当たり=

2480円(2060円)

今回の税アップは、富士市だけでなく県内各市はもとより全国的なもので、当市の場合のアップ率(1人当たりの負担税額)はそのうちでも中以下になっています。

改正保険税の計算は、みなさんの昨年度の所得、持ち資産などを基礎に9月本決定となり、さる4月配布した保険税令書(仮算定)の税額を差引き、9月から1月までの間に納めていただくことになります。

9月以降の税金は、改正にともなつてその額がすこし上廻りますので、あらかじめ承知されるようおねがいたします

なお「仮算定」とは、みなさんの前年度の保険税の、2分の1をこえない範囲で4・5・6・7・8月の5回の納期に等分して納めていただく、つまり仮りの税金とい

うこととなります。

この仮算定の税金は本決定までの間の医療機関への支払い財源になります。

助産費1万円支給

国保の被保険者世帯の出産に対して、いままでは助産費として3000円が給付されていましたが、9月1日以降の出産については1万円に増額支給されることになりました。

加入、脱退

14日以内の届出

会社、事業所をやめると国民健康保険に加入することになっています。世帯主の場合は被扶養者(家族)も同時にそうなり、扶養者のない人は、本人だけが加入することになります。

届出は法律によつて14日以内にすませることになっていますから、市民課窓口で離職票(会社、事業所をやめた証明書)と印かんをもつてくれれば簡単な手続きですみます。

また会社、事業所に就職することになった人も同じく、14日以内に国保の保険証と印かんをもつてきて市民課窓口で手続きをすませてください。

手続きをしないでいて、市から保険税令書がいき「私はとつくに会社の健康保険だ」と苦情をいつてくる人があります。この場合は、本人が届出を怠つたことによるものですから忘れずに手続きをしてください。

また国保加入者で転居したり家族の中で結婚、就職、一部転居など異動のあつたときも必ず忘れずに市民課窓口へ届け出てください。

「保険が使えない」

とき

国保では保険証を医者へ提出して受診するのが原則ですが、緊急あるいはやむをえない場合で、保険証が使えなかつたときは「療養費の支給」という制度があります。

その一つは国保扱いをしない病院にかつた場合、国保は県単位になっているため県外では特に申し出のあつた病院しか国保扱いはしていません。

したがつて旅行中の急病、または医師の紹介で国保扱いをしない病院にいつたとき、県内でも緊急の場合で保険証を持参していなかつたような場合です。

次はコルセットなどの補装具や輸血、付添看護などもともと保険証でみるものになっているものなどで、所定の手続きをすると治療費を国保の診療点数に換算したものの70%分をみなさんにお返しする制度です。

この手続きは特殊な条件や、事前に申し出をしなければならない場合があるので、前もつて市の保険課まで相談においでください。



富士市防災訓練実施

8月11日 潤井川などで

訓練は春山川、潤井川、田子の浦海岸、市庁舎で、富士市消防本部(署)・消防団・水防団・富士警察署・交通指導員・市職員の1600名が参加して8時から正午まで行ないます

- 交通規制 富士警察署と交通指導員は主要道路で交通整理を行なう
- 水防工法 水防団は春山川(東小

学校下流)、潤井川(山橋上流右岸左岸)で土俵づくり、積土俵、蛇かご、川倉を行なう。

- 避難・救急・消火訓練 市庁舎を出火場所に想定して、通報・消防防護・避難・救急訓練。消防署と消防団は市庁舎南側で消火を行なう。